

別冊

福祉生活病院常任委員会資料

(平成30年5月21日)

〔件 名〕

- 6 鳥取県民泊運営要綱及び民泊事業のガイドラインの最終案について
(くらしの安心推進課)・・・1

生活環境部

鳥取県民泊運営要綱及び民泊事業のガイドラインの最終案について

平成30年5月21日
くらしの安心推進課
観光戦略課

平成30年6月15日に住宅宿泊事業法が施行されることを踏まえ、民泊の適正な実施の確保のため住宅宿泊事業に対する本県の対応及び住宅宿泊事業者に遵守を求める事項について検討を行ってきた。

このたび、鳥取県民泊プロジェクトチームにおいて、鳥取県民泊適正運営要綱及び民泊事業のガイドライン（指針）の最終案を取りまとめたので報告する。

1 鳥取県民泊適正運営要綱（住宅宿泊事業に対する県の対応を定めるもの）の最終案の概要

(1) 民泊のタイプ区分

ア 農山漁村交流型民泊・・・農山漁村体験等地域の自然・伝統・文化・歴史等の体験メニューを提供する届出民泊であって、住宅宿泊事業者が届出に係る住宅を自己の生活の本拠として使用しており、宿泊者と交流を行うもの。

イ 一般民泊・・・農山漁村交流型民泊以外の届出民泊【家主居住型、家主不在型に区分】

(2) ガイドラインの設定

住宅宿泊事業者が適正な運営を確保するため、事業者が遵守すべきと認められる事項について、ガイドラインとして定める。

民泊事業のガイドラインの最終案の概要

① 住宅宿泊事業に係る事前確認

民泊実施予定者は、届出に必要な書類等について、あらかじめ総合事務所長の確認を受けること。

② 事業実施区域、期間

家主不在型の一般民泊を行う事業者は、「住居専用地域」及び「学校等周辺」では、平日以外の営業とすること。

③ 周辺住民への事前説明

住宅宿泊事業者は、①の事前確認の前に周辺住民等へ説明を行い記録を作成すること。
なお、家主不在型の一般民泊については、実施結果記録を提出すること。

④ 簡易宿所営業の許可取得

住宅宿泊事業者は、管理人等が常駐し営業日数の制限がない「簡易宿所営業」の許可取得に努めること。

⑤ 業務上の措置

住宅宿泊事業者は、以下の措置を適正に実施すること。

①宿泊者の衛生の確保、②宿泊者の安全の確保、③外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保、④宿泊者名簿の備付け、⑤周辺住民の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項（騒音防止、ごみの処理、火災防止）、⑥周辺地域の住民からの苦情への対応、⑦標識の掲示、⑧知事への定期報告

(3) 重点的な指導・監督

届出民泊に対し、届出受理後速やかに立入検査を行うとともに、家主不在型の一般民泊に対しては、原則年2回立入検査を実施する。

(4) 農山漁村交流型民泊の推進

農山漁村交流型民泊については、専用相談窓口において、一元的な指導、助言を行う。

(5) 住宅宿泊事業者の公表等

住宅宿泊事業者の届出番号及び住所を県のホームページ等で公表するとともに、違法な民泊を把握するため、定期的にインターネットパトロールを実施する。

(6) 適正な民泊の普及啓発

旅館業法及び住宅宿泊事業法に係る法制度（建築基準法、食品衛生法、消防法等）を取りまとめた手引きを作成し住宅宿泊事業者、民泊実施予定者等向け説明会を行う。

(7) 条例による実施制限

法施行後に、民泊による生活環境への悪影響が顕在化した場合、条例規制の検討を行う。

2 今後の予定

時 期	内 容
5月下旬	鳥取県民泊適正運営要綱及び民泊事業のガイドライン（指針）の公表
6月15日	住宅宿泊事業法の施行

【参考1】第2回鳥取県民泊PT会議結果について

- 1 日時 5月18日（金曜日）午前9時30分から
- 2 場所 特別会議室（議会棟3階）
- 3 出席者
 - 【チーム長】統轄監
 - 【サブチーム長】生活環境部くらしの安心局長
 - 【構成員】とっとり農業戦略課長、とっとり暮らし支援課長、企業支援課長、
小中学校課長（代理）、中・西部生活環境局長（代理）、くらしの安心推進課長、
観光戦略課長
 - 【オブザーバー】鳥取市（環境局環境・循環推進課）
 - 【事務局】観光戦略課、くらしの安心推進課
- 4 結果
鳥取県民泊適正運営要綱（最終案）及び民泊事業のガイドライン（指針）（最終案）を確認した。

【参考2】民泊事業のガイドライン（素案）の概要に係るパブリックコメントの実施結果について

- 1 意見募集期間 4月25日～5月8日
- 2 意見総数 延べ7件（3名）
- 3 応募のあった意見の内容及び対応方針（案）

項 目	意 見 の 内 容	県 の 対 応 方 針 （ 案 ）
民泊の区分	農泊を推進して農業を体験する機会を増やして農業の担い手を増やしてほしい。移住・定住、観光客の誘致及び地域の活性化にも寄与する。	農泊の推進を鳥取県民泊適正運営要綱に明記し、必要な支援を行っていく。
民泊の区分	鳥取県の魅力を更にアピールするため、農山漁村交流型、一般民泊に加え、「日本・山陰文化交流型」を追加してほしい。	農山漁村交流型には、鳥取県の文化、自然等の体験メニューも含めており、新たな区分の追加は行わない。
遵守事項	見慣れない方々の往来への不安や騒音等による地域住民とのトラブルが無く、安心して民泊ができる方策を考えて地域の活性化、移住・定住につなげて欲しい。	民泊による地域住民とのトラブル等が発生しないよう、民泊事業者の遵守事項を定め、指導していく。
遵守事項	ごみの出し方、ごみを出す日時、ごみの分別、騒音の防止を指導する。	各市町村が定めるごみの分別方法等に沿ってごみを処理すること、騒音防止のための遵守事項を定める。
遵守事項	資金、人材に限りがあるので、最低限の基準を設けてもらえたらありがたい。	ガイドラインは、民泊の適正な運営を確保するために必要なものとしている。
届出手続	民泊に取り組むのが大変だと思っていたので、緩めの基準で助かる。 届出も一般人でも取り組みやすい方式にしてもらえたら更に助かる。	各総合事務所に専用相談窓口を設置し、届出手続き等の相談、支援を行っていく。
その他	民泊事業者と行政が意見交換しやすい登録団体のようなものができれば、情報交換も密にできる。	民泊事業者を対象とした民泊制度説明会等の場で、事業者との情報交換を行っていく。

【参考3】検討経過

時 期	会 議	検 討 内 容
平成29年9月	第1回鳥取県民泊活用検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・県内での住宅宿泊事業の実施に当たっての課題 ・民泊を活用した魅力ある観光地づくり
平成30年1月	第2回鳥取県民泊活用検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅宿泊事業の条例による実施制限 ・鳥取県の民泊の活用の考え方
平成30年3月	第1回鳥取県民泊PT会議	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県民泊制度活用ガイドライン（素案） ・民泊の活用施策
平成30年4月	鳥取県における民泊の在り方 検討会（民泊活用検討会を改称）	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県民泊制度活用ガイドライン（素案） ・民泊の活用施策
平成30年5月	第2回鳥取県民泊PT会議	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県民泊適正運営要綱（最終案） ・民泊事業のガイドライン（指針）（最終案）